

試験問題（解答時間50分）（100点）

Ⅳ. 法人税法

問1

次の文の A から M に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。
(計13点)

- (1) 内国法人（ A に B 又は主たる事務所を有する法人をいう。）である普通法人の各事業年度の C については各事業年度の所得に対する法人税を課する。
- (2) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者等の定めがあるもの）については D から生じた各事業年度の所得についてのみ各事業年度の所得に対する法人税が課税される。
- (3) 内国法人の納税地
 B 又は主たる事務所の所在地とする。
- (4) 外国法人の納税地
次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれに定める場所とする。
- ① E を有する外国法人
 E を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ② E を有しない外国法人で、国内源泉所得の対価を受けるもの
その対価に係る F の所在地
- ③ ①②以外の外国法人
その外国法人が G した場所その他一定の場所
- (5) 納税地の指定
- ① (3)、(4)の納税地が法人の事業又は F の状況からみて法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄 H （一定の場合には I 。以下同じ。）は、(3)、(4)の規定にかかわらず、その法人税の納税地を指定することができる。
- ② H は、①により法人税の納税地を指定したときは、その指定を受ける法人に対して書面によりその旨を通知する。
- (6) 納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力
再調査の請求等により納税地の指定の処分の取消しがあった場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となった処分のあった時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となった納税地を法人税の納税地としてその法人税に関してされた申告等の効力に影響を J 。
- (7) 納税地の異動の届出
法人は、納税地に異動があった場合（(5)による異動を除く。）には、 K 、納税地異動の L を、その M の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- | | | | | |
|----------|----------|-----------|---------|-----------|
| 1. 所得 | 2. 国内 | 3. 収益事業 | 4. 本店 | 5. 国税局長 |
| 6. 国税庁長官 | 7. 一時的施設 | 8. 速やかに | 9. 届出書 | 10. 及ぼさない |
| 11. 資産 | 12. 遅滞なく | 13. 恒久的施設 | 14. 選択 | 15. 及ぼす |
| 16. 所在 | 17. 申請書 | 18. 異動前 | 19. 異動後 | 20. 個人 |

問2

次の資料に基づき、設立以来青色申告書を提出する当社の当期（令和4年4月1日から令和5年3月31日）における法人税額の特別控除額を求め、解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計28点）

- (1) 当社は当期より国内において従事する雇用者に対して給与支給額の増額改定を行っている。
- (2) 上記(1)における給与改定に基づき、当社は租税特別措置法第42条の12の5《給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の適用を受ける予定であり、適用に当たって当期及び過年度における給与等の実績を集計した結果は、次のとおりである。

雇用者給与等支給額	21,000,000円
比較雇用者給与等支給額	16,000,000円
調整雇用者給与等支給増加額	6,000,000円
教育訓練費の額	4,500,000円
比較教育訓練費の額	4,000,000円

- (3) 当期における別表一②欄に記載される法人税額は8,500,000円である。
- (4) 当社は卸売業を営む期末資本金額1億円（株主は全て個人であり、非同族会社に該当する。）の内国普通法人である。

(単位：円)

- (1) 判定

$$\frac{\boxed{A} - \boxed{B}}{\boxed{B}} = \boxed{C} \% \geq \boxed{D} \% \therefore \text{適用あり}$$
- (2) 控除基準
 ① 控除対象雇用者給与等支給増加額
 (イ) 雇用者給与等支給増加額

$$\boxed{A} - \boxed{B} = \boxed{E}$$
 (ロ) 調整雇用者給与等支給増加額

$$\boxed{F}$$
 (ハ)(イ) $\boxed{G}$ (ロ) $\therefore \boxed{H}$
- ② 控除割合
 (イ) (1) $\boxed{I} \boxed{J} \%$
 (ロ) $\frac{\boxed{K} - \boxed{L}}{\boxed{L}} = \boxed{M} \% \geq \boxed{N} \% \therefore \boxed{O} \%$
- ③ ①×② = $\boxed{P}$
- (3) 税額基準額

$$8,500,000 \times \boxed{Q} \% = \boxed{R}$$
- (4) (2) $\boxed{S}$ (3) $\therefore \boxed{T} \rightarrow$ 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除額

問 3

次の資料に基づき、当社の当期（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日）における税務調整すべき金額について求め、数値を入力しなさい。ただし、 E と G は解答欄の選択肢の中から選び、数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計 1 3 点）

種 類 等	当初支出額	当期償却額 (損金経理)	期末帳簿価額	備 考
器 具 備 品	180,000円	0円	0円	器具備品の耐用年数は 6 年

（注 1） 器具備品は、前期において取得し事業の用に供していたものであるが、当期首において除却している。なお、前期においては取得価額の全額を損金経理していたため、前期の確定申告において「一括償却資産損金算入限度超過額120,000円」の調整が行われている。

なお、法定耐用年数 6 年の償却率は0.333、保証率は0.09911である。

〔一括償却資産〕

(単位：円)

(1) 損金算入限度額

A

×

12

B

=

C

(2) 損金算入限度超過額

D

-

C

=△

C

(3) 調整額

C

E

F

∴

C

→

別表 4 で

G

調整

問4

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、製造業を営む年1回3月末決算の内国法人である。甲社の当期（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）の法人税の確定申告（青色申告）のために必要な資料は、下記のとおりである。

これらに基づき、当期分の法人税の課税標準について計算し、解答欄に数値を入力しなさい。

ただし、数値入力の場合は整数とする。（小数点以下切り捨て）

また、解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。（計30点）

- (1) 税法上適用される方法が2以上定められている事項については、問題上特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (2) 消費税及び税効果会計については、一切考慮する必要はない。
- (3) 甲社の当期における資本金等の額は100,000,000円である。

記

1. 資産の取得に関する事項

- (1) 甲社が当期に新たに取得した資産の状況は次のとおりであり、取得と同時に事業の用に供している。

なお、甲社は設立以来、減価償却資産の償却方法の選定の届出を行っていない。

種類等	取得価額	当期償却費	事業供用日	償却率	改定償却率	保証率
機械装置	1,000,000円	500,000円	R 4.9.1	0.200	0.250	0.06552

(注) 上記機械装置は、当期に取得したものであるが、取得の際に引取運賃200,000円、登録費用30,000円を支出し、当期の費用に計上している。

- (2) 甲社はリース物件（事務機器A）に係る減価償却費として300,000円を損金経理している。

このリース取引の状況は次のとおりである。

- ① リース取引日 当期の6月1日（同日から事業の用に供している。）
- ② 基本リース期間 3年
- ③ 基本リース料月額 30,000円
- ④ リース物件の法定耐用年数 6年（定率法償却率0.333、保証率0.09911）

なお、このリース取引は法人税法上のリース取引に該当するものであり、所有権移転リース取引として取り扱われるものである。

- (3) 甲社はリース物件（事務機器B）のリース料96,000円を当期中に支払い損金経理している。

このリース取引の状況は次のとおりである。

- ① リース取引日 当期の2月1日（同日から事業の用に供している。）
- ② 基本リース期間 5年
- ③ 基本リース料月額 48,000円
- ④ リース物件の法定耐用年数 6年（定率法償却率0.333、保証率0.09911）

なお、このリース取引は法人税法上のリース取引に該当するものであり、所有権移転外リース取引として取り扱われるものである。

2. その他

甲社は、自己を契約者とし、従業員C氏を被保険者とする養老保険契約を締結し、当期の保険料を当期の4月10日に年払いにより2,400,000円支出して、支払保険料として処理している。

なお、この養老保険は、死亡保険金の受取人が被保険者の遺族、生存保険金の受取人が甲社となっている。

<次ページに続く>

<問4の続き>

〔減価償却〕

(1) 機械装置

① 判定

(イ) 償却額 $(\text{ } + \text{ }) \times \text{ } = \text{ A }$

(ロ) 保証額 $(\text{ } + \text{ }) \times \text{ } = \text{ B }$

(ハ) (イ) ≥ (ロ) ∴ 通常

② 償却限度額

$(\text{ } + \text{ }) \times \text{ } \times \frac{\text{ C }}{12} = \text{ D }$

③ 償却超過額 $(\text{ } + \text{ }) - \text{ D } = \text{ E }$

(2) 事務機器A

① 判定

(イ) 償却額 $\text{ } \times \text{ } = \text{ F }$

(ロ) 保証額 $\text{ } \times \text{ } = \text{ G }$

(ハ) (イ) ≥ (ロ) ∴ 通常

② 償却限度額

$\text{ } \times \text{ } \times \frac{\text{ H }}{12} = \text{ I }$

③ 償却超過額 $\text{ J } - \text{ I } = \text{ K }$

(3) 事務機器B

① 償却限度額

$\text{ } \times \frac{\text{ M } \text{ 月 }}{\text{ L } \text{ 年} \times 12 \text{ 月 }} = \text{ N }$

② 償却超過額 $\text{ N } - \text{ N } = 0$ (調整なし)

(1) + (2) =

〔保険料〕

養老保険

$\text{ O } \times \frac{\text{ Q }}{\text{ P }} = \text{ }$

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1	円 101,149,085	円 91,149,085
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	8,500,000	8,500,000
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	1,700,000	1,700,000
損金経理をした納税充当金	4	59,000,000	59,000,000
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税	5	60,000	60,000
減価償却の償却超過額	6	R	
算			
保険料積立金計上もれ	7	S	
小 計	8		60,000

別表四(簡易様式) 令三・四・一以後終了事業年度八

問5

次の資料に基づき甲社の当期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）における納付すべき法人税額を求め、数値を入力しなさい。ただし、 と は解答欄の選択肢の中から選び、数値入力の解答は整数とする。（小数点以下切り捨て）（計16点）

（地方法人税額については考慮する必要はない）

＜資料＞ 別表4の所得金額 178,648,389円

【法人税額の計算】 (単位：円)

区 分		税率	金 額	計 算 過 程
所 得 金 額			A	〔税率適用区分〕
法人 税 額 の 計 算	(1) 年800万円以下 8,000,000	B %	C	(1) 年800万円以下 $8,000,000 \times \frac{12}{12} = 8,000,000$ (千円未満切捨)
	(2) 年800万円超 D	E %	F	(2) 年800万円超
	法 人 税 額			A - 8,000,000 = D
	差 引 法 人 税 額			
法 人 税 額 計				
控 除 税 額			0	
差引所得に対する法人税額			G	〔端数処理〕
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額			8,500,000	
この申告により納付すべき法人税額			H	